

山形県若者定着奨学金返還支援事業等における助成候補者の認定取消の猶予に係る事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、山形県若者定着奨学金返還支援事業、やまがた就職促進奨学金返還支援事業及び新やまがた就職促進奨学金返還支援事業（以下「山形県若者定着奨学金返還支援事業等」という。）の助成候補者が各年度の募集要項に規定する取消事由に該当し、助成候補者の認定取消を行う必要がある場合における当該認定取消の猶予に係る取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- | | |
|-----------------|---|
| (1) 募集要項 | 山形県若者定着奨学金返還支援事業等における助成候補者の募集に関して、県又は県内市町村が制定した要項をいう。 |
| (2) 助成候補者 | 募集要項に基づいて、山形県若者定着奨学金返還支援事業等による奨学金の返還を支援する候補者として知事が認定した者をいう。 |
| (3) 県内企業等 | 山形県内に事業所を有する法人、団体及び個人事業主をいう。 |
| (4) 大学等 | 募集要項において規定する高等教育機関の総称をいう。 |
| (5) 県内居住・就業開始期間 | 募集要項において規定する県内居住及び就業を開始するまでの期限とされる期間をいう。 |
| (6) 県内居住・就業要件期間 | 募集要項において規定する支援の要件となる居住及び就業の期間をいう。 |
| (7) 助成対象者 | 助成候補者のうち、県内居住・就業要件期間を経過し、山形県若者定着奨学金返還支援事業等の補助金交付要綱に基づいて、山形県若者定着奨学金返還支援事業等による奨学金の返還を支援する対象者として知事が認定した者をいう。 |
| (8) 申請市町村 | 助成候補者が申請書類を提出した市町村をいう。 |
| (9) 猶予適用者 | 本要領に基づいて、助成候補者の認定取消の猶予の承認を受けた者をいう。 |

(認定取消の猶予)

第3条 知事は、助成候補者が県内居住・就業開始期間内に県内企業等に就業したものの、就業先の都合により県内に居住又は就業することができない期間があると認められる場合は、助成候補者の認定取消を猶予するものとする。

2 前項の規定により猶予する期間は、助成候補者が就業先の都合により県外に居住又は就業した日から、県内に居住・就業することが可能となるまでの間とする。

(取消猶予の申請)

第4条 前条に該当し、助成候補者の認定取消の猶予を受けようとする者は、募集要項に規定される当該年度の就業状況等報告書の提出期限までに、助成候補者認定取消猶

予承認申請書（様式第1号）及び助成候補者の就業条件等証明書（様式第2号）に住
民票の写しを添付のうえ、知事に提出しなければならない。

- 2 県外へ配属された日から就業状況等報告書の提出期限までの期間が1カ月に満た
ない場合には、配属された日から起算して1カ月以内に提出するものとする。

（取消猶予の通知）

第5条 知事は、第3条の規定により取消を猶予したときは、助成候補者認定取消猶予
承認通知書（様式第3号）により猶予適用者に通知するものとする。

（配属先等報告書の提出）

第6条 猶予適用者は、猶予期間中（認定取消の猶予を受けた年度を除く）は、募集要
項に規定される就業状況等報告書に代えて、毎年9月30日までに、配属先等報告書
（様式第4号）に奨学金の返還証明書の写しを添付のうえ、知事に提出するものとし
る。

- 2 就業先の都合により他の県外事業所に配属された場合の前項の提出については、助
成候補者の就業条件等証明書（様式第2号）を添付するものとする。

（取消猶予の取消）

第7条 知事は、猶予適用者が猶予期間中に次の各号のいずれかに該当する場合には猶
予を取り消すものとする。

- （1）募集要項に規定する取消事由に該当する場合（第3条第1項の規定の適用が
ある場合を除く。）
- （2）第4条第1項の申請時の就業先を離職した場合（速やかに県内に居住・就業
した場合を除く。）
- （3）就業先の都合以外の理由により、県内に居住・就業することができない場合
- （4）正当な理由なく前条に規定する期日までに配属先等報告書（様式第4号）が
提出されない場合

- 2 知事は前項による猶予の取消を行った場合、猶予承認取消通知書（様式第5号）に
より猶予適用者に通知するものとする。

（県内居住・就業届出書の提出）

第8条 猶予適用者が県内に居住・就業した場合は、1カ月以内に県内居住・就業届出
書（様式第6号）に次の各号に掲げる書類を添付のうえ、知事に提出するものとする。

- （1）在職証明書（県内事業所への配属日、配属先、職種、職名がわかるもの）
- （2）住民票の写し（県内市町村へ転入した日がわかるもの）

（県内居住・就業の確認）

第9条 知事は、前条の届出書を審査し、猶予適用者が県内に居住・就業したことを確
認した場合は、第3条第1項の規定により猶予していた認定取消を行わないものとし
る。

- 2 知事は、前項の規定により猶予していた認定取消を行わない場合は、県内居住・就
業確認通知書（様式第7号）により猶予適用者に通知するものとする。

（県内居住・就業期間の計算の特例）

第10条 前条の規定の適用があった場合における助成対象者の認定に係る期間の計算
は、次により取り扱うものとする。

助成対象者の認定に係る期間の計算	
(1) 就業先の都合により、県内居住・就業開始期間内に県内居住又は県内就業を開始できなかった場合	助成候補者の認定取消猶予を受けた後、県内に居住・就業した日を期間の計算の始期とする。
(2) 県内居住・就業開始期間内に、県内居住・就業を開始したが、3年を経過する前に就業先の都合により県外に居住又は就業した場合	助成候補者の認定取消猶予を受ける前に、県内居住・就業要件を満たす期間がある場合には、当該期間を通算するものとする

(申請市町村への情報提供)

第 11 条 知事は、本要領に基づき助成候補者から提出される書類の写し及び知事が助成候補者に通知する文書の写しを、助成候補者の申請市町村に送付するものとする。ただし、県内居住・就業要件を満たす期間中、申請市町村以外の県内市町村に居住した者を除く。

(その他)

第 12 条 この要領に定めるもののほか必要な事項は知事が別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(様式第1号)

年 月 日

山 形 県 知 事 殿

氏 名

山形県若者定着奨学金返還支援事業等
助成候補者認定取消猶予承認申請書

私は、就業先の都合により県内に居住・就業することができないので、県内に居住・就業することが可能となるまでの間、助成候補者としての認定取消の猶予を申請します。

助成候補者	住 所	〒		
	電話番号 (携帯)		メール アドレス※	
就業先の名称				
配属先 (配属先と実際の勤務地が異なる場合は、勤務地の情報を記載)	配属先	(名称)		
	所在地	〒		
	上記で就業を開始した日	年 月		
奨学金の返還の状況	奨学金の返還期間		返還残額	
	年 月 ~ 年 月まで		円	

※メールアドレスのフリガナは、「0 (ゼロ)」と「O (オ)」「1 (イチ)」と「I (エル)」、「- (ハイフン)」と「_ (アンダーバー)」、「s (小文字)」と「S (大文字)」等紛らわしい文字の時に記載してください。

申請にあたっては下記の項目に同意したことを確認するため、□にチェックを入れてください。

申請にあたり、私は下記のすべての事項について同意します。

- 私は、山形県若者定着奨学金返還支援事業等の趣旨を理解し、出来るだけ早期に県内の事業所で働けるよう努力します。
- 私は、期限までに配属先等報告書を提出しなかったことで、助成候補者としての認定を取り消されたとしても異議を唱えません。
- 私は、県外で就業している間も奨学金を返還することにより、返還支援額が減額になったとしても異議を唱えません (※)。

(※) 奨学金の返還残額が返還支援の上限額を下回った場合、当該返還残額が支援対象額となります。

【添付書類】

- 助成候補者の就業条件等証明書 (様式第2号)
- 住民票の写し

※当該年度の就業状況等報告書をまだ提出していない方は、就業状況報告書を一緒に提出してください。

【提出先】

〒990-8570 山形県山形市松波二丁目8番1号
山形県産業労働部 産業創造振興課 地域産業振興担当

(様式第2号)

年 月 日

山 形 県 知 事 殿

事業所所在地

事業所名称

代表者役職・氏名

印

山形県若者定着奨学金返還支援事業等
助成候補者の就業条件等証明書

標記事業の助成候補者について 当社 ・ 当団体 の都合により下記のとおり配属していることを証明します。

記

助成候補者	ふりがな 氏名	
-------	------------	--

【助成候補者の就業条件等】

配属先の事業所	名 称	
	所 在 地	

※配属先と実際の勤務地が異なる場合は下記について記載すること。

勤 務 地	名 称	
	所 在 地 又は地域	

【上記の就業条件等とした日】

年 月 日

【証明書作成者】

所 属			
担当者名		電話番号	

※県または市町村の担当者が電話で確認する場合があります。

※押印を行わない場合、対象者が就労していることを証明できる書類の写しを添付してください。

(様式第3号)

記 号 番 号
年 月 日

(申請者) 様

山形県知事 吉村 美栄子

山形県若者定着奨学金返還支援事業等
助成候補者認定取消猶予承認通知書

この度、 年 月 日付けで申請のありました山形県若者定着奨学金返還支援事業等の助成候補者に係る認定取消の猶予について承認しましたので通知します。

なお、猶予期間は、就業先の都合により県外に居住又は就業した日から、県内に居住・就業することが可能となるまでの間になります。

(様式第4号)

年 月 日

山 形 県 知 事 殿

住 所

氏 名

配属先等報告書

現在の配属先等について下記のとおり報告します。

記

【配属先等】

配属先 〔配属先と実際の勤務地が異なる場合は、実際の勤務地の情報を記載〕	名 称	
	所 在 地	
	配属された日	年 月
奨学金の返還状況	奨学金の返還残期間	年 月～ 年 月まで
	現在の返還残額	円

【添付書類】

- 奨学金返還証明書の写し
- 助成候補者の就業条件等証明書（様式第2号）※就業先の都合により他の県外事業所に配属された場合のみ

【提出期限】

毎年9月30日まで（認定取消の猶予を受けた年度を除く）

※期限までに提出がない場合、助成候補者としての認定が取り消されます

【提出先】

〒990-8570 山形県山形市松波二丁目8番1号

山形県産業労働部 産業創造振興課 地域産業振興担当

※ 猶予期間中は、就業状況等報告書の提出は不要です。

(様式第5号)

記 号 番 号
年 月 日

(猶予適用者) 様

山形県知事 吉村 美栄子

山形県若者定着奨学金返還支援事業等
猶 予 承 認 取 消 通 知 書

年 月 日付け 記号番号 で通知した助成候補者の認定取消の猶予について、山形県若者定着奨学金返還支援事業等における助成候補者の認定取消の猶予に係る事務取扱要領第6条の規定により取り消しましたので通知します。

記

取り消し理由

(様式第6号)

年 月 日

山 形 県 知 事 殿

氏 名

県内居住・就業届出書

下記のとおり県内に居住・就業していることについて届け出ます。

記

就 業 先	就業先の名称	
	配属先の名称	
	配属先の住所	
	県内に 配属された日	年 月 日
居 住 地	住 所	〒
	県内に 居住を開始した日	年 月 日

【添付書類】

- 在職証明書（県内事業所への配属日、配属先、職種、職名がわかるもの）
- 住民票の写し（県内市町村へ転入した日がわかるもの）

【提出期限】

県内に居住・就業した日から1カ月以内

【提出先】

〒990-8570 山形県山形市松波二丁目8番1号
山形県産業労働部 産業創造振興課 地域産業振興担当

(様式第7号)

記 号 番 号
年 月 日

(届 出 者) 様

山形県知事 吉村 美栄子

山形県若者定着奨学金返還支援事業等
県内居住・就業確認通知書

年 月 日に提出のありました県内居住・就業届出書を審査した結果、山形県若者定着奨学金返還支援事業等における助成候補者の認定取消の猶予に係る事務取扱要領第9条及び同第10条の規定により下記のとおり取り扱うこととしましたので通知します。

記

1. 県内への居住・就業を確認したことから、年 月 日付 記号番号により猶予していた助成候補者の認定取消は行わないものとする。
2. 年 月 日から県内に居住・就業したものとして助成対象者の認定に係る期間の計算を行う（取消猶予を受ける前に県内居住・就業要件を満たす期間がある場合には、当該期間を通算するものとする）。